

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	38	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税・軽自動車税）	
要望 項目名	自動車関係諸税の課税のあり方の検討	
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 自動車関係諸税については、令和8年度与党税制改正大綱を踏まえ、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、地域公共交通へのニーズの高まり、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止の影響も踏まえ、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、併せて、営自格差の確保を含め、持続可能な公共交通・物流の維持にも配慮するとともに、自動運転等の技術進展も見据えた見直しを行う。	
関係条文	 地方税法、第154条、第448条 同法附則第12条の3、第30条 同法施行規則附則第5条、第8条の3の3 	
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 バス、トラック等の営業用EV車両の普及により「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するとともに、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域公共交通や社会インフラとしての物流維持へのニーズの高まりに应运えていくための税制のあり方を検討する。 また、地域公共交通や物流維持のニーズに効果的に応えることが期待される自動運転等の技術進展も見据え、これらの技術を広く普及させる税制のあり方を検討する。 (2) 施策の必要性 ① 自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならないとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととなっている。 ② 自動車税のあり方については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討することとなっている。 ③ バス、トラック等の営業用EV車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性に鑑みた税制のあり方を検討し、その役割を阻害することがないように考慮を行う必要がある。 ④ また、地域公共交通や物流維持のニーズに効果的に応えることが期待される自動運転等の技術進展も見据えた税制のあり方を検討し、これらの技術開発を促進し、広範な普及を実現する必要がある。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標21 新車販売に占める次世代自動車の割合 ① 第3次交通政策基本計画（令和8年1月16日閣議決定） 「公共交通が、国民生活や経済活動を支え、観光需要を通じた地域活性化に不可欠な地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤であること等を踏まえ、交通ネットワークの持続可能性や利便性の向上を図る等の観点から、必要な財源やその負担の在り方についても、多角的に検討を行う。」 ② 第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定） 戦略的・計画的な社会資本整備を支える安定的・持続的な公共投資に関して、「PPP/PFI等の民間資金の活用を推進するとともに、受益者負担を求め得る分野については、利用実態に即した適切な負担のあり方についての検討も着実に進める。また、それ以外の分野についても、適切な負担のあり方についての検討を行う。」
		政策の達成目標	① 自動車の環境負荷の低減等を図る。 ② 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	新車販売に占める次世代自動車の割合 平成20年度（エコカー減税導入前）：3.0% 令和7年度（エコカー減税導入後）：57.1%
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	令和8年度与党税制改正大綱においては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、地域公共交通へのニーズの高まり、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止の影響も踏まえ、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。」とされており、持続可能な公共交通・物流の維持にも配慮するとともに、自動運転等の技術進展も見据えつつ、この方針の実現を図る。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○自動車税のグリーン化特例（軽課）（総務省試算） 令和2年度：29,555,102千円 令和3年度：25,378,576千円 令和4年度：989,107千円 令和5年度：1,476,412千円 令和6年度：1,800,713千円 ○軽自動車税のグリーン化特例（軽課）（総務省試算） 令和2年度：3,233,498千円 令和3年度：2,550,487千円 令和4年度：9,207千円 令和5年度：335,420千円 令和6年度：312,394千円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類：税額 ② 適用実績： ○自動車税種別割のグリーン化特例（軽課） 令和4年度：989,107千円 令和5年度：1,476,412千円 令和6年度：1,800,713千円 ○軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課） 令和4年度：9,207千円 令和5年度：335,420千円 令和6年度：312,394千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例等により、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和7年度には57.1%に大幅に向上しているなど（約46ポイント増加）、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 加えて、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例等により、平成21年度以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、ひいては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		